

なかやま交流促進センター 指定管理者募集要項

令和3年9月27日

伊予市

なかやま交流促進センター指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

伊予市では、中山間地域の資源を活用し、都市住民との交流を促進しつつ、地域の活性化を図ることを目的として、なかやま交流促進センター（以下「交流促進センター」という。）を設置しています。

交流促進センターなどの公の施設の管理運営業務を、効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び伊予市なかやま交流促進センター条例（平成 19 年伊予市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、平成 29 年度から 5 年間の期間で、指定管理者制度を導入しておりますが、令和 4 年 3 月末日で期間満了となることから、次のとおり交流促進センターの指定管理者を募集します。

2 施設の概要

- (1) 施設の名称 なかやま交流促進センター（花の森ホテル）
- (2) 位 置 愛媛県伊予市中山町中山 11 号 405 番地 2
- (3) 設 置 目 的 都市住民との交流拠点施設として都市交流を多面的に展開し、地域経済の活性化を図る。
- (4) 敷 地 面 積 鉄筋コンクリート造り 3 階建て 1,666 m²
- (5) 施 設 内 容
- (1) 1 階 ラウンジ、レストラン（客席 56 席）、研修室（大広間 49 畳）、大浴場（男・女）、休憩室
 - (2) 2 階 和室（8 畳、バス・トイレ付）× 5 室
洋室（ツイン、バス・トイレ付）× 4 室、ラウンジ
 - (3) 3 階 和室（8 畳、バス・トイレ付）× 5 室
洋室（ツイン、バス・トイレ付）× 4 室、ラウンジ
 - (4) 施設駐車場 普通車 25 台
 - (5) 臨時駐車場 栗の里公園（ホテル下）駐車場利用可

(6) 入 込 客 数

【単位：人】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
宿泊室	6,166	5,780	3,883
レストラン	17,541	16,658	11,196
休憩室及び浴場	11,170	10,645	4,614
研修室	4,263	3,697	507
合計	39,140	36,780	20,200

3 申請をすることができる者の資格等

(1) 申込資格

指定管理者の指定手続に申し込むことができる者は、指定の期間を通じて伊予市内に主たる事業所等を置く法人もしくはその他の団体で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。(現に事業所等を有していない場合は、指定管理開始期間までに伊予市内に事業所等を設置すること。)

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、伊予市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- イ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
- ウ 伊予市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公平な手続きを妨げた者又は公平な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- エ 伊予市暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 28 日条例第 30 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に該当する者
- オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- カ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者若しくは管理人を含む。）のうちに、次の各号のいずれかに該当する者がいる団体
 - （ア）指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2 、第 142 条（同法第 166 条第 2 項において準用する場合も含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
 - （イ）成年被後見人又は被保佐人
 - （ウ）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - （エ）禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - （オ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2 、第 222 条若しくは第 247 条若しくは暴力行為等処罰ニ関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - （カ）暴力団の構成員等
- （2）申込資格の留意事項
 - ア 団体は、株式会社その他の法人、任意団体等の組織の形態を問わないが、個人は申請資格を有さない。

イ 当該施設の運営管理のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとするが、指定管理を開始するまでには、登記事項証明書を提出しなければならない。

4 申込期間等

(1) 受付期間

令和3年9月27日（月）8時30分から
10月20日（水）17時まで（土日祝日は除く。）とする。

(2) 提出先

〒799-3193 伊予市米湊820番地
伊予市産業建設部経済雇用戦略課 TEL 089-982-1120

5 選定の基準

(1) 指定管理者の選定

指定管理者の選定は、伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例施行規則（平成17年市規則第142号）第5条に基づく選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次の基準に照らし、書類審査及びプロポーザルによる総合評価を行い、最高得点を得た者を、当該施設の管理を行うに最も適当と認める団体として指定管理者候補者に選定する。

なお、申請者が1者のみの場合も審査を実施し、獲得した評価点が配点合計の6割以上を満たしている場合は、当該施設の管理を行うにふさわしい者であると判断し、指定管理者候補者として選定する。

審査項目	評価項目	選 定 基 準	評点	係 数	配 点
指定管理者としての適性	指定管理としての認識	伊予市の方針、当該施設の設置目的等を的確に理解し、公の施設の指定管理者となる意義や責務を認識しているか。また、管理運営に対する熱意やコンプライアンスを遵守する意識を十分に持っているか。	1~5	2	10
	管理運営実績	同種・類似施設の良好な管理運営実績があり、また、今後もその実績を生かすことができるか。 ※同種施設はホテル、類似施設は、旅館、その他宿泊施設等とする。	0~5	1	5

	経営基盤の安定性	経営が安定しており、当該施設の管理を継続的・安定的に行う財務能力を有しているか。	1～5	1	5
当該施設の管理運営に対する基本的な考え方	当該施設の設置目的の達成に向けた取組み	当該施設の設置目的や管理運営方針を十分理解しているか。また、それらを達成するにふさわしい経営理念や方針を確立しているか。	0～5	1	5
	施設計画(施設構成、施設内容)	当該施設の設置目的や管理運営方針に見合った具体的な施設計画の提案となっているか。その施設計画にある各施設について、サービス内容等、現実的で魅力的な提案になっているか。 また、市民等の交流を深め、地域経済の活性化に寄与する施設計画内容になっているか。	0～5	2	10
	利用者の満足度向上	利用者からの相談、苦情等に迅速に対応するとともに、利用者ニーズをサービスの改善や向上に反映する体制が整備されているか。	0～5	1	5
管理運営体制	組織体制	当該施設の管理体制が明確に示されおり、人員体制や配置は妥当か。 加えて、労働基準法の遵守や職員の労働環境に十分配慮がなされる体制であるか。 新たに応募する事業者は、現在の従業員の雇用継続についてどのように考えるか。	0～5	1	5
	支配人選定	支配人に関して、知識と経験を有した人材を配置しているか。	0～5	1	5
	維持管理	清掃や警備、設備の保守点検等を含めた当該施設の維持管理業務について、基本的な考えができるか。	0～5	2	10
	各種感染症に対応した施設運営	新型コロナウイルス感染症や各種感染症等が拡大した際の対策の実施について、宿泊客や施設利用者が安心できる取組みがなされているか。	0～5	2	10
	地域貢献	地元団体、企業、学校との連携、市内からの積極的な雇用について、具体的に提案がなされているか。	0～5	2	10

	危機管理体制	事故防止及び発生した場合の対応、防犯、防災対策や非常災害時、新型コロナウイルス感染症等の各種感染症発生時などの危機管理体制及び対応方法などが十分に考えられているか。	0~5	1	5
当該施設にふさわしい地域経済活性化の取組み	地域特産品の活用	独自のレストランのメニュー開発など、地域特産物の活用策について、実現性が高く、市内外から集客が期待できる魅力的な提案がなされているか。	0~5	2	10
	情報発信及び他施設との連携	当該施設の情報発信方法が、適切かつ市内外からの集客が期待できるだけでなく、伊予市の知名度や認知度向上に寄与するものであるか。 市内の他の施設と連携し、集客を向上させる提案となっているか。	0~5	2	10
	集客方法について	集客方法について、実現可能かつ魅力的な提案がなされているか。また、その提案が市内外からの集客を期待させるものであるか。	0~5	2	10
収支計画等	収支計画	売上・経費等の妥当性を示す積算根拠が明確に示されており、事業収入の増大、支出の縮減など事業的に成長が見込まれており、伊予市の財政負担が軽減される収支計画になっているか。	0~5	2	10
	指定管理料	指定管理料縮減の提案がなされており、適正かつ効果的であるか。	0~5	1	5
	納付金	納付金の提案がなされており、その内容と計算方法が妥当であるか。	0~5	1	5
総合評価	他施設との差別化	特色ある企画や自主事業など、他施設との差別化を図り、より集客に取組む提案内容であるか。	1~5	3	15
合 計					150

(2) 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外する。

- ア 申請書類提出期間に所定の書類が整わなかったとき。
- イ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出したとき。
- ウ 申請書類提出後に事業計画の内容を変更したとき。

- エ 申請書類に虚偽又は不正があったとき。
- オ 理事者、選定委員会委員又は関係職員に個別に接触したとき。
- カ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- キ 募集要項に違反又は著しく逸脱したとき。
- ク その他不正な行為があったとき。

6 管理の基準及び業務の範囲

条例その他の規定に基づき指定管理業務を行わなければならない。当該施設を適正に管理するうえで、必要不可欠な業務運営の基本的事項は次のとおりとする。

(1) 開館時間及び休館日

当該施設の開館時間及び休館日は、条例第6条及び第7条のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる。

(2) 利用料金の設定と減免

ア 利用料金の設定

各施設の利用料金は、条例第11条第2項で定める限度額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。

イ 利用料金の減免

指定管理者は、各施設の設置目的に従って利用する場合で、特に必要があると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(3) 当該施設の情報発信及び集客・利用促進業務

指定管理者は、次の業務も行わなければならない。

ア 広告・宣伝等の情報発信

イ ホームページの作成・管理（ページ及びサーバーの維持管理負担を含む。）

ウ その他集客・利用促進に関する業務等

(4) 業務の範囲等

ア 留意事項

（ア）指定管理者は、当該施設を常に良好な状態で管理し、その設置目的に応じ最も効率的に運用しなければならない。

（イ）地方自治法、条例及び伊予市個人情報保護条例（平成17年伊予市条例第18号）など、業務を行うに当たり関係法令を遵守すること。

上記に加え、雇用する職員の労働条件については、労働基準法等の関係法令を遵守するとともに、労働環境等に十分に配慮すること。

（ウ）指定管理者が行う業務は、原則、第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事前に市長の承認を受けた場合は、業務の一部を専門の事業者に委託することができる。

イ 指定管理者が行う業務

- (ア) 当該施設の維持管理に関する業務
 - (イ) 当該施設の利用許可に関する業務
 - (ウ) 当該施設の運営に関する業務
 - (エ) 地域の交流促進に関する業務
 - (オ) 伊予市からの各種調査依頼に関する調査及び報告
 - (カ) 前各号に掲げるもののほか当該施設の設置目的を達成するために必要な業務
- (5) その他
- ア 指定管理者は当該施設にて事故が発生したとき及び警察・消防署等の対応があつたとき又はこれに類する事案があつた際は速やかに市に連絡するとともに、対応を協議しなければならない。
 - イ 指定管理者は、利用者数、自主事業の事業、運営状況及び事故対応状況について毎年報告するほか伊予市からの求めがあるときは随時調査し、その時点で開示可能な情報について報告すること。
 - ウ 指定管理者の従業員が通勤等に使う駐車場は、当該施設の外に別途設けること。

7 指定期間

指定管理者の指定期間は、令和4年4月1日（金）から令和9年3月31日（水）までとする。

8 申請の方法

- (1) 申請方法は、申請書等の書類を持参又は郵送とする
(いづれの場合も、10月20日（木）17時までに到達したものを有効とする。)。
- (2) 申請書等提出書類は、伊予市が定めた所定の様式を使用すること。様式は伊予市役所担当課で受領、若しくは市公式ホームページ上からダウンロードすること。
- (3) 添付資料は、伊予市公の施設指定管理者指定申請書（様式第1号）に記載のとおりとする。
- (4) 提出部数は、正本1部、副本8部とする。様式サイズは日本産業規格A4版、文字ポイントは10ポイント以上とすること。
- (5) 申請に当たっての留意事項
 - ア 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは認めない。
 - イ 申請者一団体につき、申請は1回のみとし、複数の事業計画書を提出することはできない。
 - ウ 書類審査前に書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出を依頼することがある。

エ 申請書類等を提出した後に辞退するときは、辞退届（任意様式）を提出すること。

9 その他

（1）管理運営収入

指定管理者は、次に掲げる各号の収入を得ることができる。

ア 利用料金収入（有料施設の利用に係る料金）

イ 各種事業からの収入（指定管理者が市長の承認を得て行う自主事業による収入）

（2）維持管理経費

ア 指定管理業務に係る経費は、指定管理者の負担とし、利用者からの利用料金、伊予市からの指定管理料及び事業収入で賄うこととする。ただし、決算により損失が生じた場合でも補填は行わない。

イ 前記の指定管理業務に係る経費には、以下の点検等を含む。

（ア）昇降機保守点検

（イ）消防設備点検

（ウ）給排水設備保守点検

（エ）空調設備点検

（オ）NHK受信料

ウ 指定管理者の負担で施設内にAEDを設置すること（指定管理期間中、バッテリー及びパッド類について常に良好な状態で使用できるよう留意すること）。

ただし、現在伊予市が各施設に設置しているAEDが現状のまま使用できる期間中は、引き続き伊予市の備品を貸与するものとし、バッテリー、パッド等の交換が必要となる時期をもって指定管理者の負担での設置に切り替える。

エ 基本協定では、通常30万円を超える工事や修繕については、市の負担により修繕を行うこととするが、1件30万円を超える案件であっても、施設の機能向上に資する工事や修繕は行わないこととし、施設及び備品は現況のまま引き渡すこととする。

オ 指定管理者は、自身の団体等と独立し、当該施設に特化した会計帳簿類及び経理規程を設けるとともに、当該施設に係る現金の收受は、団体自身の口座とは別の口座で管理しなければならない。

カ 指定管理者は、第6条第5号が定める利用者数等の報告に合わせて、当該施設に係る収支の状況（財務情報）について毎年報告するほか、伊予市からの求めがあるときは隨時調査し、その時点で開示可能な情報について報告すること。

キ 各種感染症の拡大により、愛媛県から宿泊療養施設として、施設の借上げの要請があった場合は積極的に協力すること。

(3) 指定管理料

指定管理者が行う業務に要する費用のうち、予算（年間 6,309,600 円上限〔税込〕）の範囲内において指定管理料を支払う。

伊予市議会において予算に関する議決が得られなかった場合は、上記金額が変更されることがあるほか、指定管理期間を通して上記金額の支出を保証するものではない。

指定管理者は、指定管理料を指定管理期間中に縮減することを目標に収益性の向上に努めることとする。指定管理料の縮減に向けた計画については、年度ごとの売上目標を検討し、「収支計画書」（様式 7、8）により提案すること。

指定管理料の額及びその支払い方法については、応募者の収入計画に基づき協議を行い、「基本協定」及び「年度協定」により定める。

(4) 納付金の設定

指定管理者は、年度ごとの経営状況に応じて、一定目標額以上の利益が生じた場合は、指定管理者からの提案をもとに、目標額超分の売上に対する歩合で、その利益の一部を納付金として伊予市へ納付できるものとする。

納付金の計算方法及び金額想定については、年度ごとの売上目標を検討し、「収支計画書」（様式 7、8）により提案すること。

実際に納入する納付金の計算方法や納付方法については、指定管理者の提案に基づき、伊予市と指定管理者が協議のうえ決定し、年度ごとに締結する年度協定書において定めるものとする。

(5) 提出書類の著作権、情報公開

ア 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、伊予市は指定管理者の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、申請書類は、理由の如何を問わず返却しない。

イ 申請書類は、情報公開の請求により、伊予市が公開することが不適切と認める部分を除き開示することがある。

(6) 伊予市と指定管理者との責任分担

当該施設の管理運営に関する指定管理者と伊予市の責任分担は、概ね次のとおりとし、詳細は伊予市と指定管理者とで締結する協定で定める。

項目	内 容	伊予市	指定管理者
運営の基本的考え方	施設の特色化		○
条例等の改正	利用料金	○	
施設（建物・付属施設・機械設備・遊具・樹木他）	保守点検、維持管理		○
安全衛生管理			○

災害時における初期対応	待機、連絡体制確保、災害調査・報告、応急措置	(指示)	○
災害復旧	本格復旧	○	
施設の大規模改修		○	
修繕	小規模な修繕(1件30万円以下)		○
天災時の不可抗力	天災等指定管理者の責に帰することができないものによる管理運営経費の増額及び業務履行不能	○	
各種感染症拡大による不可抗力	新型コロナウイルス感染症の拡大やその他新たに発生した感染症等による管理運営の休業や対策	△ 協議事項	△
利用者や第三者への賠償	指定管理者が行う業務の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。) 伊予市の責に帰するべき理由により生じた損害		○ ○
苦情対応	受注した業務に係る苦情対応 有料施設の占用利用者に対する苦情対応		○
保険加入等	施設本体の火災保険(共済)加入 借家人賠償責任保険 第三者への賠償保障保険	○ ○	

(7) 目的外使用等の取扱い

当該施設において、自動販売機や物品販売等目的外使用の許可を受けようとする者があるときは、市長に対する申請は指定管理者が行うこととし、指定管理者は、伊予市の規定に基づく使用料を納入しなければならない。

また、使用許可の期限は、指定管理期間である5年以内とする。

(8) その他

ア 現地説明会

令和3年10月5日(火)14時から当該施設の現地説明会を行う。参加を希望する者は、10月4日(月)12時までに電子メールで連絡のうえ、指定の時間までに、なかやま交流促進センター(花の森ホテル)1階ロビーに集合すること。

なお、現地説明会への参加は、1団体当たり2人までとし、出席する者は、当日検温を行い、マスクを着用のうえ出席し、新型コロナウイルスと疑われる

症状がある者（37.5度以上の発熱、倦怠感、呼吸器症状等）、新型コロナウイルス罹患者と2週間以内に濃厚接触があった者については、出席を控えること。

○現地説明会申込先

伊予市産業建設部経済雇用戦略課

※Eメールアドレス keizaikoyou@city.iyo.lg.jp

参加を希望する会社（団体）名、代表者名、担当者役職氏名、予定人数

連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を明記すること。

イ 質問事項及び回答

指定管理に係る質問事項を、令和3年10月7日（木）17時15分まで受け付ける。別表「質問票」により、電子メールで提出すること。

上記締め切り期限までに質問のあった事項への回答については、ホームページ上で令和3年10月14日（木）中に公表する。

ただし、上記日程に回答できない内容については、隨時、追加で公表することがある。

上記以外での質問（電話、訪問等による）には一切対応しない。

※ 連絡先

伊予市米湊820番地

産業建設部経済雇用戦略課

※ 公式ホームページアドレス <http://www.city.iyo.lg.jp>

※ Eメールアドレス keizaikoyou@city.iyo.lg.jp

ウ プレゼンテーション及び質疑応答

(ア) 応募団体多数の場合は、申請された提出書類に基づく審査を行い、これにより上位5団体程度を選出し、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの参加依頼の有無については、全ての応募団体に郵送で通知する。

(イ) 書類審査は選定委員会で実施し、応募書類に不備がないか、応募資格・応募条件を満たしているか、欠格事由に該当がないか等の審査を行う。

(ウ) プレゼンテーションの持ち時間は30分、質疑応答は最大20分とし「審査基準」に基づき選定委員が採点・審査を行う。プレゼンテーションは10月29日（金）に実施する予定である。

(エ) プレゼンテーション実施の際には、パソコン及びプロジェクターの使用を認める。プロジェクターへの接続については、VGAケーブルで接続できるものを各団体が用意すること。

エ 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、市議会の議決が必要となる。候補者を指定管理者に指定する議案を議会に上程し、議決を得ることとなる。

市長は指定管理者を指定したときは、指定手続条例第6条の規定に基づき、

告示を行うとともに指定した団体に文書で通知する。

オ 協定の締結

(ア) 協定の締結

伊予市と指定管理者は、指定管理者の指定後速やかに、伊予市と指定管理者が締結する協定の内容その他指定管理者が行う管理業務に必要な事項を協議し、指定の期間を通じての管理業務を定める基本協定と年度別協定を締結する。

(イ) 協定の内容

協定の内容は、次のとおりとする。

- a 指定期間にに関する事項
- b 事業計画に関する事項（自主事業を含む。）
- c 利用料金に関する事項
- d 事業報告及び業務報告に関する事項
- e 指定管理料に関する事項
- f 個人情報の保護に関する事項
- g 指定の取り消し及び管理の業務の停止に関する事項
- h その他必要となる事項

(ウ) その他

協定で定めた事項については、基本的に改定は行わない。ただし、特別の事情があるときは、双方誠意をもって協議のうえ、合意したときは協定を改定することができる。

カ 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

指定管理者の業務開始前までの期間に、候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すことがある。

(ア) 市議会において指定に係る議案が否決されたとき。

(イ) 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。

(ウ) 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。

(エ) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

(オ) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

(カ) この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。

(キ) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と認められる事情が発生したとき。

キ 指定期間満了前の取り消し

(ア) 伊予市による指定の取り消し

伊予市は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとする。

- a 指定管理者が業務に際し不正行為を行ったとき。
- b 指定管理者が伊予市に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- c 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- d 自らの責に帰すべき事由により、指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき。

(イ) この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。

(ウ) 資金事情の悪化等より、業務の遂行が確実でないと認められるとき。

(エ) その他市長が必要と認めるとき。

ク 指定期間満了前の取り消しの措置

(ア) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取り消しが行われた場合において、指定管理者に損害が生じても、伊予市は賠償の責めを負わない。また、伊予市に生じた損害は指定管理者が賠償することとする。

(イ) 指定管理者は、管理をしなくなった当該施設又は設備を速やかに原状回復しなければならない。

(ウ) 指定管理者は、指定期間満了前に指定の取り消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次の指定管理者が円滑かつ支障なく、指定管理業務を遂行できるよう引継ぎを行わなければならない。

(エ) 指定管理者が持ち込んだ備品・設備等があるときは、その取扱いを伊予市と協議すること。